

資料 2

平成20年度高齢者虐待防止対策事業内容

高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解等を深めること、また虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を検討することを目的として取り組んだ。

1. 高齢者虐待対応マニュアル、相談窓口の周知・啓発活動

a 住民への周知・啓発活動

- ・ 市の高齢者虐待防止パンフレット
(平成19年度作成 各区本庁窓口・各区より地域包括支援センターへ配布)
- ・ 広報誌等を地域の茶の間・民生委員定例会・自治会回覧板にて回覧、配布
(各地域包括支援センターの業務内容や相談窓口紹介)
- ・ 地域包括支援センターによる地域の老人クラブ・茶の間・自治会等での
権利擁護業務についての説明

b 居宅介護支援事業者へ的高齢者虐待防止法について周知

- ・ 地域包括支援センター主催の区内介護保険事業所へ的高齢者虐待防止法に関する研修会開催
(新潟県高齢者虐待防止ネットワーク運営研修内容伝達・新潟市高齢者虐待防止マニュアル説明)
- ・ 地域包括支援センターにおける圏域ケア会議にて高齢者虐待防止対応支援について説明

2. 高齢者虐待の対応のための体制整備・ネットワーク構築への取り組み

a 生活圏域内での地域をつなぐネットワークづくり

- ・ 地域包括支援センターによる民生委員協議会の定例会への参加
(資料 2-1 p 1)
- ・ 地域包括支援センターによる圏域ケア会議にて民生委員・介護支援専門員・ボランティア団体等の参加による連携
(資料 2-1 p 1)
- ・ 各区主催の高齢者ケア会議の開催
- ・ 各区・社会福祉協議会主催の地域住民主体団体による高齢者見守りネットワーク事業
- ・ 高齢者虐待ケースへの対応フローチャート修正に伴い、虐待が疑われるケースについて各区・地域包括支援センター・介護保険サービス事業者等による情報収集ミーティングの充実
- ・ 成年後見制度における市長申立の活用

b 高齢者虐待対応専門職チームの活用 (資料 2-1 p 3)

高齢者虐待への対応を中心とする権利擁護業務への支援を行う。

平成 20 年度実績 3 回

- ① 70 代女性に対する長女による身体的虐待ケース
- ② 90 代女性に対する長男による身体的虐待ケース
- ③ 70 代女性に対する長男による身体・心理的虐待ケース

3. 一時保護・措置入所状況

a 緊急保護施設の確保 (資料 2-1 p 5)

高齢者虐待等で一時的に保護を要し、入所やショートの利用が困難な場合に備え、緊急時の一時避難の居室を確保している。

平成 20 年度利用 1 件

b 措置・措置ショートステイ (資料 2-1 p 6)

高齢者虐待によるやむを得ない事由により介護保険サービスを受けることができない場合に、介護老人福祉施設等に一時的な入所の措置を行い、その後の処遇を検討していく。

平成 20 年度利用 入所 1 件 (グループホーム 1 件)
ショート 3 件 (短期入所施設 2 件)

4. 職員に対する研修会・検討会の実施状況

a 高齢者虐待防止担当職員研修

日時：平成 21 年 2 月 13 日・2 月 20 日 (全 2 回開催)

対象：各区健康福祉課担当者・地域包括支援センター職員

第 1 回 52 名 ・第 2 回 53 名

講師：日本高齢者虐待防止センター 理事・事務局長 梶川 義人

「高齢者虐待事例への具体的内容支援の技術を学び、ブラッシュアップを図る」

第 1 回 2 月 13 日 内容：アセスメントと計画立案

第 2 回 2 月 20 日 内容：高齢者虐待事例支援の具体的な技術とブラッシュアップ

b 高齢者虐待防止対策検討会開催

高齢者虐待防止支援フローチャートを見直し関係機関に周知し共通理解を図った。

日時：平成20年12月4日，3月23日（2回開催）

対象：保健福祉センター担当、区高齢介護係、包括支援センター職員 8名

内容：情報収集ミーティング・緊急度判定会議の開催方法の確認・使用様式の検討